

(別添3)

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	総務部府有資産活用課資産活用係
内線番号	5434

No.	項目	内容
①	処分名	行政財産の使用許可
②	法令名	地方自治法
③	法令番号	昭和22年法律第67号
④	根拠条項	第238条の4第7項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第238条の4第7項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府行政財産使用料条例 (昭和39.3.31京都府条例第38号)</li> <li>・京都府財産取扱規則 (昭和39.3.31京都府規則第16号)</li> <li>・京都府財産取扱規則第56号の規定による帳簿及び様式を定める告示 (平成19.11.16京都府告示第593号)</li> <li>・行政財産である土地、建物を使用させる場合の取扱いの基準について(依命通達) (昭和39.9.3付け9管第68号企画管理部長通知)</li> </ul>
⑧	経由機関名	—
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)30日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	30日間
⑫	問合せ	府有資産活用課資産活用係(075-414-5434)
⑬	備考	